

青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
 (平成二十六年青森市条例第四十四号) の一部改正【第十条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第六条 [略]</p> <p><u>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第百十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第十七条第一項第二十六号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が四十四又はその端数を増すごとに一とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第六条 [略]</p> <p><u>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第八条 [略]</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第四条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるも</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第八条 [略]</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第四条に規定する基本方針及び利用申込者の希望に基づき作成</u></p>

改正後	改正前
<p><u>介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、第五項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、そ</p>	<p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> 指定居宅介護支援事業者は、第四項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、そ</p>

改正後	改正前
<p>の用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 <u>第五項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>二 [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第十七条 指定居宅介護支援の事業の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>二の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</u></p> <p><u>二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>三～十三 [略]</p> <p>十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情</p>	<p>の用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 <u>第四項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>二 [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第十七条 指定居宅介護支援の事業の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三～十三 [略]</p> <p>十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情</p>

改正後	改正前
<p><u>と。</u></p> <p><u>(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>(i) 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ハ [略]</p> <p>十五～二十五 [略]</p> <p>二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるようにすること。</p> <p>二十七 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>ロ [略]</p> <p>十五～二十五 [略]</p> <p>二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、_____指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるようにすること。</p> <p>二十七 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(掲示)</p> <p>第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u> _____ を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 第十七条第一項第二号の三の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u> を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十三条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>四</u> 第二十条<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>五</u> 第三十条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>六</u> 第三十一条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>三</u> 第二十条<u>に規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>四</u> 第三十条第二項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p><u>五</u> 第三十一条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>